

大阪府堺市地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

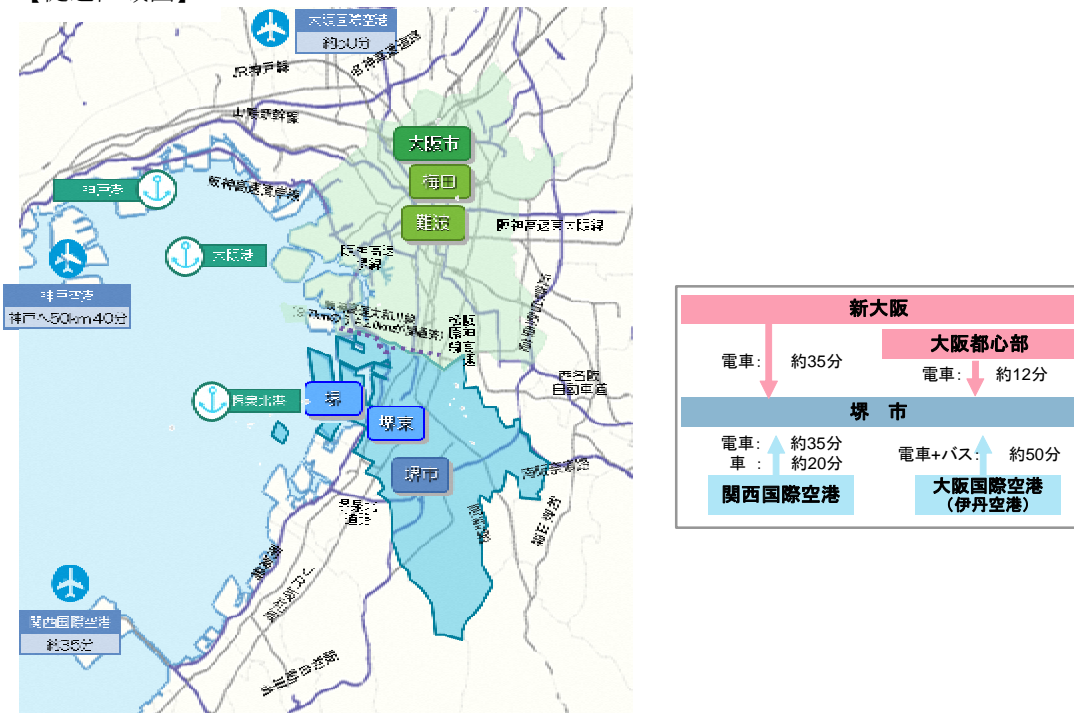
(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年1月1日現在における大阪府堺市の行政区画とする。
面積は14,982ヘクタール（堺市面積）である。

ただし、環境省が自然保護環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（大鳥神社のアラカシ林および美多弥神社のシブカガシ林）を除くものとする。

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域内には存在しない。

【促進区域図】



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラ等の整備状況、産業構造、人口の状況等）

(地理的条件)

本地域は、大阪府の中央部の西寄り、大和川を隔てて大阪市の南に位置している。西側は海に面し、東、南は他市に隣接している。大和川河口から東南方向に広がった市域をもっており、地形は主に西部海浜の平地と東南部丘陵地帯からなる。

(インフラ等の整備状況)

本地域は豊富な都市インフラと巨大市場を有する関西圏のほぼ中央に位置する。平成31年度に全線完成が予定されている阪神高速道路大和川線をはじめ幹線道路の整備が進んでおり、広域的な交通利便性が高まっている。また、関西国際空港や特定重要港湾堺泉北港へのアクセスにも優れ、国際的な交通基盤が充実している。

また、大阪府立大学をはじめ先進的な研究や人材育成を行う7大学が立地しているとともに、平成35年度には本地域南部の泉北ニュータウンにおいて新たに近畿大学の医学部及び附属病院の立地が予定されている。

加えて、堺市産業振興センターをはじめとする産業支援機関が集積し、各機関の密接な連携のもと、企業の成長ステージや経営課題に応じたきめ細かな支援体制が構築されている。

(産業構造)

本地域は、古くは鉄砲、刃物、自転車などの産業が起こり、現在も多くの製造業が集積している「ものづくりのまち」である。製造品出荷額等は全国第6位、粗付加価値額では全国第13位となっており、国内屈指の工業集積を有している（平成28年経済センサス活動調査）。金属製品製造業や生産用機械器具製造業をはじめ素材から加工、組立まで優れた技術を有する多種多様なものづくり企業が立地し、成長ものづくり分野をはじめ幅広い産業分野に対応可能な産業構造を有している。また、堺泉北港は、関西のエネルギー（石油・LNG）の65%（金額ベース）を輸入する一大エネルギー拠点であり、臨海部を中心に、省エネの推進や再生可能エネルギー、次世代エネルギーの利活用など先進的な技術を活用した低炭素・エネルギー関連拠点が立地するなど、環境・エネルギー分野において活発な事業活動が行われている。加えて、付加価値額において産業全体に占める医療・福祉の割合が高く、高齢化の進展を背景に、健康・医療・介護分野の成長が見込まれている。

(人口動態等)

本地域は昭和32年の臨海工業地帯の造成や昭和40年の泉北ニュータウンの開発をきっかけに人口が急増し、昭和55年には80万人を突破した。その後緩やかな減少傾向となり80万人を割り込むものの、平成17年の南河内郡美原町との合併などにより人口は再び80万人台となり、平成24年の約84万3千人をピークに緩やかな減少傾向となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

豊富な都市インフラと巨大市場を有する関西圏のほぼ中央に位置し、国内外の主要都市へ容易にアクセスできる優れた立地環境や幅広い業種にわたる大企業の生産拠点に加え、高い技術力を有する中小企業が多数立地しているという製造業の強み等を生かし、成長産業分野における研究開発や新たな投資等を促進することにより、産業の高付加価値化を進め、雇用や消費の拡大ひいては地域経済の好循環の創出をめざす。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

| | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|-------|----|-----------|-----|
| 付加価値額 | — | 5,320 百万円 | — |

(算定根拠)

- ・1 件あたり平均 2 億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 20 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.33 倍の波及効果を与えることにより、53.2 億円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載の K P I】

| | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|------------------|----|---------|-----|
| 地域経済牽引事業の平均付加価値額 | — | 200 百万円 | — |
| 地域経済牽引事業の新規事業件数 | — | 20 件 | — |

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）から（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 6,161 万円（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（平成 24 年 経済センサス活動調査）を上回ると見込まれること。ただし、これは事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、地域経済牽引事業計画の計画期間に応じて変更するものとする。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。ただし、これは事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、地域経済牽引事業計画の計画期間に応じて変更するものとする。

- ①当該事業者の地域経済牽引事業にかかる雇用者数が、開始年度比で 1%増加すること。
- ②当該事業者の地域経済牽引事業にかかる売上額が、開始年度比で 7%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①金属製品製造業や生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②低炭素・エネルギー産業の集積を活用した環境・エネルギー分野
- ③医療・福祉等の産業集積を活用した健康・医療・介護分野

(2) 選定の理由

- ①金属製品製造業や生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

平成 28 年の経済センサス活動調査によると、本地域の製造品出荷額等は全国第 6 位、粗付加価値額は全国第 13 位となっているなど、国内屈指の工業集積を有しており、製造業が基幹産業となっている。

特に金属製品製造業の事業所数は、本地域の製造業で最も多く 23.2%を占めるとともに、製造品出荷額等、粗付加価値額ともに大阪府内の市町村で第 2 位となっており、橋梁等の大型鋼構造物や建材等の表面処理鋼板などの大企業の生産拠点が立地している。

また、生産用機械器具製造業の事業所数は、本地域の製造業で金属製品製造業に次いで多く 10.7%を占めるとともに、製造品出荷額等は大阪府内の市町村で第 2 位、粗付加価値額は第 3 位となっており、農業用機械等においてグローバルに活躍する大企業などの生産拠点が立地している。

加えて、本地域においては公益財団法人堺市産業振興センターや株式会社さかい新事業創造センター、堺商工会議所など地域の企業に精通した産業支援機関に加え、大阪府立大学をはじめ先進的な研究や人材育成を行っている 7 大学が立地しており、成長ものづくり分野の事業を促進していく環境が整っている。

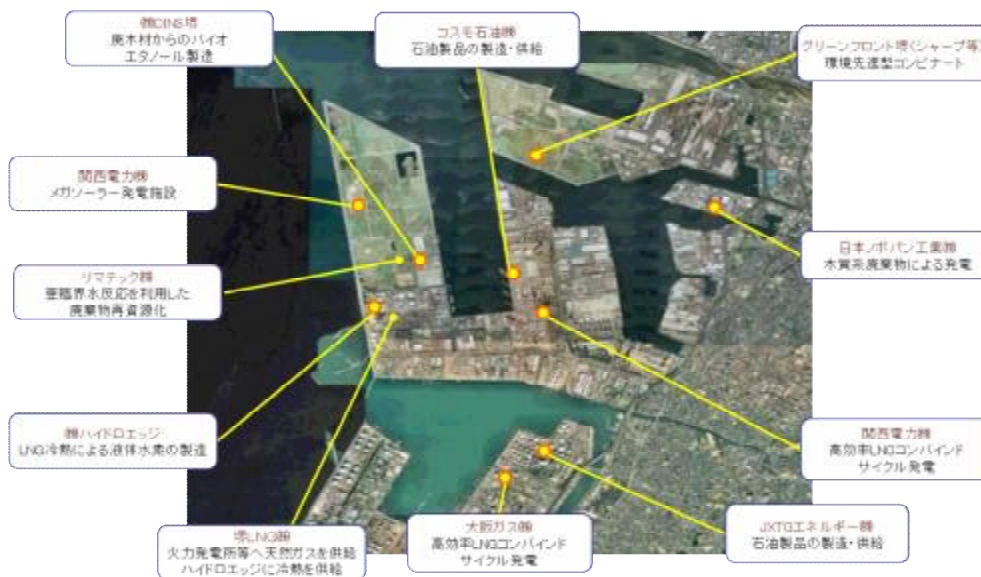
さらに、堺市では、中小企業と大学や公設試験研究機関等をマッチングし、外部技術との融合による中小企業の技術の高度化等を支援する「技術融合促進事業」(平成 29 年度堺市当初予算：167 万円) や、製造業を営む中小企業を対象に、新たな製品・技術開発を支援する「堺市ものづくり新事業チャレンジ支援補助金」(平成 29 年度堺市当初予算：4,500 万円) 等を実施し、中小企業の製品・技術の高付加価値化や新分野進出の円滑化を図っている。こうした堺市の支援施策等を活用し、市内の大学との産学連携により事業化した事例として、金属加工を行う中小企業が精密部品等へ対応可能な新たな熱処理技術を開発した事例や、工場等の物流機械を製造する中小企業がトレーニング用の車椅子を開発した事例がある。

本地域におけるこうした特性を生かし、成長ものづくり分野に関連する研究開発や投資等を促進することにより、域外需要の獲得、企業の稼ぐ力の向上ひいては地域経済の好循環の創出をめざす。

- ②低炭素・エネルギー産業の集積を活用した環境・エネルギー分野

本地域は、関西にある 4 つの製油所のうち 2 つが立地し、堺泉北港は関西のエネルギー(石油・LNG)の 65% (金額ベース) を輸入する一大エネルギー拠点である。

また、臨海部を中心に省エネの推進や再生可能エネルギー、次世代エネルギーの利活用など先進的技術を活用した低炭素・エネルギー関連拠点が立地している。【図表 1】



【図表 1】 臨海部における低炭素・エネルギー関連拠点

特に、次世代エネルギーとして期待されている水素については、液化水素製造の国内主要 3 拠点（堺・千葉・山口）の一角を占め、国内最大級の液化水素プラントが設置されている。また、国内の工業用水素の約 1 割（約 14 億 N m³）が堺泉北港で消費されている。

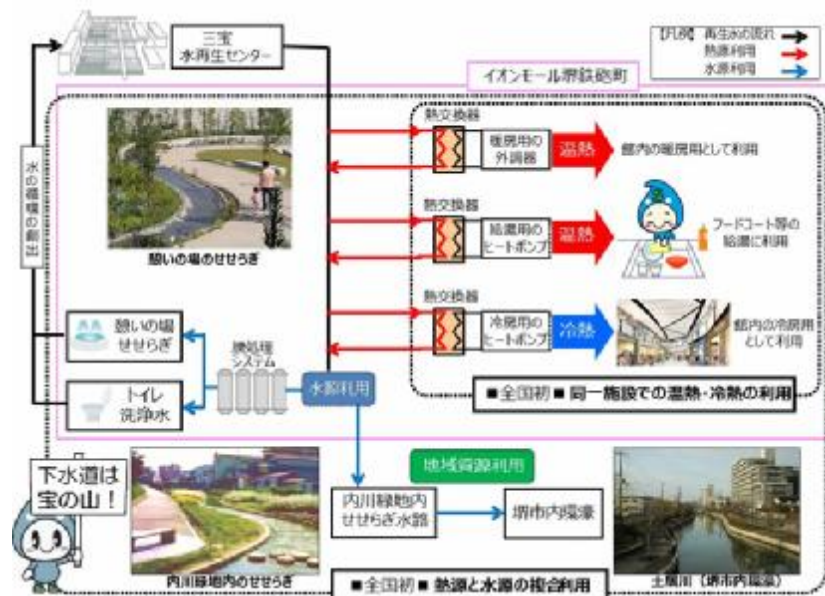
このような水素エネルギー拠点としてのポテンシャルを生かすため、堺市では平成 27 年度に「堺市水素エネルギー社会推進協議会」を設立、平成 28 年度には「堺市水素エネルギー社会構築ロードマップ」を策定し、産学公民連携のもと、水素の利活用や関連企業の投資の促進に取り組んでいる。

また、優れた製品・技術を活用し環境ビジネスに取り組む中小企業を認定する「さかい環境チャレンジ認定」において、64 社が認定されているなど、多くの中小企業が環境・エネルギー分野に進出している。【図表 2】

【図表 2】 さかい環境チャレンジ認定企業一覧（平成 30 年 1 月現在）

| | | | | | |
|------------|----------|----------|-------------------|-------------------|----------|
| ㈱アイテック | ダイネツ商事㈱ | 宝栄産業㈱ | ㈱ビー・ティ・アイ | ㈱アステック入江セラミックス事業所 | ㈱ミツギロン |
| ㈱イクロス | 太陽パーツ㈱ | 村上精機㈱ | ミウラ化学装置㈱ | ㈱堀内機械 | ㈱テクノタイヨー |
| 上商㈱ | 高良鍍金㈱ | ㈱八木萬 | ミナルコ㈱ | ㈱榎田製作所 | ㈱スイサク |
| 関西触媒化学㈱ | タニ工業㈱ | ㈱山崎 | ㈱ユー・イー・エス | コタニ化学工業㈱ | ジェット㈱ |
| ケイ・エイチ工業㈱ | ㈱テクノアオヤマ | ユーアイニクス㈱ | リマテック㈱ 堺 SC 工場 | 甲陽化成㈱ | |
| コーケン・テクノ㈱ | ㈱中村超硬 | リグナイト㈱ | ㈱リンカイ | ㈱日本鑄造技術研究所 | |
| J トップ㈱ | 根来産業㈱ | ㈱ワイズ・ラブ | 佐藤金属工業㈱ | ㈱サンコー | |
| ㈱シフト | 八田工業㈱ | ㈱エイワット | ㈱リパテック | サンスイエンジニアリング㈱ | |
| ジャパン・ソーラー㈱ | 富士高周波工業㈱ | エース技研㈱ | ㈱三星製作所 | ㈱古賀機械製作所 | |
| ㈱ダイネツ | フジコウヨウ㈱ | 羽衣電機㈱ | 大和合成㈱ | シャープ化学工業㈱ | |

加えて、堺市は大幅な温室効果ガスの削減にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されており、工場等の近隣施設間の冷熱や電気等の融通や、大型ショッピングモールにおける下水再生水の熱源、水源への複合利用など、先導的な取組を実施している。【図表 3】



【図表 3】環境モデル都市・堺の先導的な取組事例

また、事業者と堺市が連携・協力して温室効果ガスの削減に取り組む「クールシティ・堺パートナー制度」に 71 事業者が参画し、官民連携のもと、低炭素なまちづくりを推進している。【図表 4】

【図表 4】「クールシティ・堺パートナー」参画事業者一覧（平成 30 年 1 月現在）

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 株式会社IHインフラシステム | 新興化学工業株式会社 |
| 朝日鋼工株式会社 | 眞生印刷株式会社 |
| イオンモール株式会社 イオンモール堺鉄砲町 | 新日鐵住金株式会社 |
| 株式会社イトヨーカ堂 | 新日本理化学株式会社 |
| 横田アルマイト工業株式会社 | 株式会社GE |
| 宇都興産株式会社 | セントラル硝子株式会社 |
| オーエム工業株式会社 | 泉南乳業株式会社 |
| 大阪ガス株式会社 | 泉北天然ガス発電株式会社 |
| 大阪製鐵株式会社 | 株式会社高島屋 |
| 公立大学法人大阪府立大学 | 株式会社ダイカン |
| 株式会社阪田鉄工所 | ダイキン工業株式会社 |
| 関西電力株式会社 | 株式会社ダイネツ |
| 株式会社関西エネルギーソリューション | 株式会社DINS堺 |
| 株式会社クボタ | 東京製鋼株式会社 |
| 株式会社クボタケミックス | 株式会社十川ゴム |
| クボタ精糖株式会社 | 株式会社ニッカト |
| 株式会社クリオ・エアー | 日清オイログループ株式会社 堺事業場 |
| 株式会社薬本鐵工所 | 日清スコ株式会社 |
| ケイミュー株式会社 | 日鉄住金鋼板株式会社 |
| 株式会社高遠オフセット | 日鉄住金精鋼株式会社 |
| 株式会社神戸屋 | 日本許ビ・ポパール株式会社 |
| コスモ石油株式会社 | 日本伸銅株式会社 |
| 堺LNG株式会社 | 株式会社ハイドロエッジ |
| 堺化学工業株式会社 | 日立造船株式会社 |
| 堺ディスプレイプロダクト株式会社 | 扶桑化学工業株式会社 |
| 株式会社堺ニチアス | フルタ製菓株式会社 |
| 株式会社サイ引越センター | 株式会社Foresight |
| 堺ヤクルト販売株式会社 | 三菱伸銅株式会社 |
| 株式会社堺りんかいアスコン | 三菱マテリアル株式会社 |
| 株式会社産経新聞印刷 | 森田化学工業株式会社 |
| JXTGエネルギー株式会社 堺製油所 | 株式会社大和川造工所 |
| 株式会社シマノ | 株式会社横河ブリッジ |
| シャープ株式会社 | ライオン株式会社 |
| 昭和電工株式会社 | 特別養護老人ホーム 朋友サロン |
| 新関西製鐵株式会社 | わらべや日洋ホールディングス株式会社 |
| 堺鋼アルミ材料株式会社 | |

本地域におけるこうした特性を生かし、環境・エネルギー分野に関連する研究開発や投資等を促進することにより、域外需要の獲得、企業の稼ぐ力の向上ひいては地域経済の好循環の創出をめざす。

③医療・福祉等の産業集積を活用した健康・医療・介護分野

平成 24 年の経済センサス活動調査によると、本地域における「医療・福祉」の付加価値額は、大阪府内の市町村で第 2 位となっている。また、本地域の産業全体の付加価値額のうち「医療・福祉」は、「製造業」(33.1%)、「卸売業、小売業」(18.0%) に次ぎ、11.8% を占め、大阪府 (8.1%)、政令市指定都市平均 (8.8%) と比較しても割合が高く、産業集積を特色づけている。また、平成 21 年と平成 26 年の経済センサス基礎調査で比較した本地域の民営事業所数は、産業全体が 1,682 事業所の減少 (平成 21 年比 -5.3%) となっているのに対し、医療・福祉は 615 事業所の増加 (平成 21 年比 +25.3%) となっているなど、高齢化の進展を背景に、本地域の産業における医療・福祉の存在感は高まっている。

加えて、本地域には、大阪府立大学の BNCT (ホウ素中性子捕捉療法) 研究センターや関西大学の人間健康学部、帝塚山学院大学や羽衣国際大学の食物栄養学科など健康・医療・介護分野に関わる大学が立地している。特に、BNCT (ホウ素中性子捕捉療法) 研究センターでは、ホウ素中性子捕捉療法 (BNCT) の世界的な広がりを見据え、ホウ素薬剤の品質評価やがん検査・診断へのホウ素薬剤の利用などの研究が行われており、本地域において革新的な研究成果が生まれることが期待される。

さらに、平成 35 年度には、近畿大学医学部と附属病院が泉北ニュータウンに立地することが予定されており、泉北ニュータウンを起点として、医薬品や医療機器のみならず、食品、運動機器、サービス、学校、宿泊施設など健康・医療・介護分野に関連する幅広い産業の集積が進むポテンシャルを有している。

これらポテンシャルを生かすため、平成 30 年度には大学や健康医療機関、民間企業等とのコンソーシアムを組成し、産学公民連携のもと、健康・医療・介護分野等に関する産業の活性化による仕事・雇用の創出や、地域と連携した各種健康医療サービスの充実による健康寿命延伸に向けた取組の推進など、健康医療まちづくりを推進していく予定である。

本地域におけるこうした特性を生かし、健康・医療・介護分野に関連する研究開発や投資等を促進することにより、域外需要の獲得、企業の稼ぐ力の向上ひいては地域経済の好循環の創出をめざす。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして各分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策等の活用も図りつつ、引き続き、企業の経営基盤の強化や成長産業分野に関連する研究開発や投資の促進等の施策を積極的に推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

【堺市】

①製品・技術開発支援事業（平成 29 年度 堺市当初予算：50,347 千円）

中小企業の製品・技術の高付加価値化や、成長産業分野をはじめとする新分野進出の円滑化を図るため、製品・技術の開発支援や IoT の導入促進等を行う。

②経営サポート事業（平成 29 年度 堺市当初予算：361,490 千円）

中小企業に対して、取引拡大・販路開拓等の経営支援を実施。また、公益財団法人堺市産業振興センターが効果的な中小企業支援を行う。

③起業・創業支援事業（平成 29 年度 堺市当初予算：88,691 千円）

起業・創業をめざす人や、インキュベーション施設に入居する起業家及びベンチャー企業・中小企業の新たな事業活動を支援する。

④企業投資促進事業（平成 29 年度 堺市当初予算：34,923 千円）

事業機会や雇用機会の拡大及び市外流出防止等を図るため、企業の中核拠点の形成をはじめとした企業投資を促進するとともに、市内中小企業の操業環境の改善や研究開発機能の強化を支援する。

⑤市内産業集積活性化事業（平成 29 年度 堺市当初予算：31,474 千円）

都心地域、泉北ニュータウン各駅周辺地域及び中百舌鳥駅周辺地域における業務系機能等の集積を促進するための補助制度を運用する。

⑥地方創生関連施策

平成 30 年度以降、地方創生推進交付金の活用を図ることを視野に入れ、①金属製品製造業や生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野、②低炭素・エネルギー産業の集積を活用した環境・エネルギー分野、③医療・福祉等の産業集積を活用した健康・医療・介護分野において、事業環境の整備による投資促進や新分野進出の支援等に取り組んでいくことを予定している。

【大阪府】

企業立地の優遇制度

①企業立地促進補助金

府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対する補助を実施する。

補助要件：投資額 1 億円以上 等

補助率：家屋・機械設備等の 5%（府内に本社等のある企業は 10%）

限度額：3,000 万円

※上記補助金の交付決定を受けた上で、所定の要件を満たした場合は法人事業税に対する補助（2,000 万円限度）の対象となる。

②産業集積促進税制

府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する税優遇制度を実施する。

対象者：中小企業

特例措置の内容：対象不動産の取得に係る不動産取得税の 1/2 に相当する金額を軽減

限度額：2 億円

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

堺市では、市政の透明性、信頼性の向上や市民参加、公民連携の推進とともに、オープンデータを活用した新たなビジネスの創出を通じた地域経済の活性化を目的に、平成 27 年度に制定した「堺市オープンデータの推進に関するガイドライン」に基づき、市が保有するデータのオープンデータ化を推進している。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

堺市産業振興局内、大阪府商工労働部内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関連部署等を含め検討を行ったうえで適切に対応する。

| (5) 実施スケジュール | | | |
|---------------------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 取組事項 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 ～令和 4 年度 | 令和 5 年度 (最終年度) |
| 【制度の整備】 | | | |
| 【堺市】 | | | |
| ①製品・技術開発 支援事業 | 実施 | —————▶ | |
| ②経営サポート 事業 | 実施 | —————▶ | |
| ③起業・創業支援 事業 | 実施 | —————▶ | |
| ④企業投資促進 事業 | 実施 | —————▶ | |
| ⑤市内産業集積 活性化事業 | 実施 | —————▶ | |
| ⑥地方創生関連 施策 | 予算化に向けた 検討・実施等 | —————▶ | |
| 【大阪府】 | | | |
| ①企業立地促進 補助金 | 実施 | —————▶ | |
| ②産業集積促進 税制 | 実施 | —————▶ | |
| 【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】 | | | |
| 市保有データの オープンデータ化 | 実施 | —————▶ | |
| 【事業者からの事業環境整備の提案への対応】 | | | |
| 事業者からの事業 環境整備の提案へ の対応 | 相談窓口設置・実施 | —————▶ | |

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業を促進していくため、公益財団法人堺市産業振興センター、株式会社さかい新事業創造センター、堺商工会議所、公立大学法人大阪府立大学等の様々な関係機関が十分に連携して、効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。そのため、本市では、地域経済牽引事業の促進に向け、関係機関と密に情報交換を行うなど連携強化に取り組む。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人堺市産業振興センター

同法人は、中小企業の経済活動の円滑化と、企業の経営や財務の安定化を推進し、本地域の製造業をはじめとする地域産業の振興を図ることを目的としている。

主な事業として、年間約 900 件にのぼる企業訪問による経営相談、本地域の中小企業約 1,200 社のデータベースに基づく大手・中小企業とのビジネスマッチング、技術課題の解決等に向けた大学・公設試験研究所と連携促進等に取り組んでいる。

また、経営幹部、技術者、若手社員など様々な階層別のセミナー等を実施し、企業の将来を担う人材の育成に取り組むほか、成長産業分野に関するセミナーやワークショップ等を実施し、中小企業の成長産業分野への進出促進に取り組むなど、本地域における中小企業の経営基盤の強化において重要な役割を果たしている。

②株式会社さかい新事業創造センター

同社は、本地域における創業支援施設（さかい新事業創造センター）の運営会社である。起業家や中小企業、大学発ベンチャー企業等に対し、オフィス・ラボ等の良好な操業環境とインキュベーション・マネージャーによる総合的な経営支援サービスを一体的に提供している。

また、起業・創業をめざす人材を発掘し、起業家や支援機関等との交流の場を提供することによりネットワークの構築を支援するとともに、経営に関する知識の習得や課題解決等を支援し、起業・創業の促進に取り組んでいる。

さらには、堺市や民間不動産企業と連携し、同センターを卒業した企業の堺市内への定着、誘導に取り組むなど、本地域における新事業活動の促進において重要な役割を果たしている。

③堺商工会議所

同商工会議所は、本地域の約 5,000 社の会員を擁し、IoT や IT、知的財産権、産学連携などをテーマとしたセミナーや交流会の開催等により、ものづくりの高付加価値化を支援しているとともに、逆マッチング型の商談会の開催等により販路開拓の機会を提供している。

また、同商工会議所が展開する堺ブランド「堺技衆」事業等を通じて、全国トップシェアの企業や独創的な技術を有するオンリーワン企業などの優れた企業群を広くアピールし「ものづくりのまち堺」の活性化とブランド力向上に取り組んでいる。

さらには、「メイドインさかいフェア」などの個店の魅力を引き出す取組や、地域の名

産品作りをサポートするなどインバウンドの需要等を地域に取り込むための支援に取り組んでいる。

また、小規模企業等にとっての身近な支援拠点として、金融支援はもとより創業者支援から事業承継支援に至るまで幅広い相談窓口を設け伴走型支援に取り組むなど、本地域における小規模企業をはじめとする中小企業の持続的発展において重要な役割を果たしている。

④公立大学法人大阪府立大学

公立大学法人大阪府立大学が設置する大阪府立大学では、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）の世界的な広がりを見据え、ホウ素薬剤の品質評価やがん検査・診断へのホウ素薬剤の利用など革新的な研究開発を行っている BNCT 研究センターをはじめ、高度で社会的ニーズ沿った研究開発と人材育成が推進されている。

また、競争的資金や企業との連携による外部資金を積極的に活用し、先端的な基礎研究や企業との共同研究を推進するなど、産学官連携活動を通してイノベーションの創出に積極的に取り組んでいる。

さらに、技術移転や知的財産の社会還元も積極的に推進するなど、先進的な研究開発や高度人材の輩出等を通じ、本地域における企業の成長・発展において重要な役割を果たしている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行うとともに、事業活動において環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対応等を求めていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立を目指し、様々な活動を推進している。また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるように配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

エ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

オ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

カ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

②交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環

境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

③地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等、近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

本計画の推進にあたっては、堺市マスタープランをはじめとする関連計画と整合を図るものとする。また、毎年度の終了後、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び事業見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画においては、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)